会　　議　　録

1　会議の名称	公共施設受益者負担特別委員会
2　日　　時	平成３０年　７月２４日（火） 午後　１時３０分　　開会 午後　２時１２分　　閉会
3　場　　所	全員協議会室
4　出　席　者 （９人）	安藤　玄一　　八島　満雄　　宮脇　俊彦
	土山由美子　　中山真由美　　橋田　夏枝
	相馬　欣行　　越水　　清　　国島　正富
5　欠　席　者	舘　　大樹
6　説　明　員 （３人）	行政経営担当部長（古宮　雄二）
	企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長（桐生　尚直）
	公共施設マネジメント課公共施設マネジメント係長（成井　敦子）
7　傍　聴　者	５人
8　事　務　局	次長　　副主幹
9　会議のてんまつ	別紙のとおり

議　　題　　市民説明会の報告及び議会からの意見、提案の受けとめについて

午後１時３０分　　開会

○委員長【安藤玄一議員】　　ただいまから、公共施設受益者負担特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の趣旨は、さきに開催された委員会において申し上げましたとおり、過日開催されました市民説明会の報告及び議会からの意見、提案の受けとめについて、執行者側からの説明を求めるものです。

会議は、配付いたしました次第により進行いたします。ここで、執行者側から古宮行政経営担当部長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○行政経営担当部長【古宮雄二】　　行政経営担当部長の古宮でございます。ただいま委員長からお話がございましたが、本日は、本市が進めております公共施設使用料の見直しの取り組みにつきまして、４月に開催いたしました見直し（案）に関します市民説明会の結果概要についてご報告をさせていただきますとともに、議会からご提出をいただきました公共施設受益者負担に関する意見、提案について、市としての受けとめ、考え方をお示しをするものでございます。

この後、担当から詳細な説明をさせていただきますが、ご承知のとおり、公共施設使用料の見直しの取り組みにつきましては、昨年秋に作成いたしました見直し素案について、議会や市民説明会などでいただいたご意見等をもとに、見直し（案）として精査をし、議会にご説明するとともに、改めて４月に市民説明会を開催いたしました。こうした経過の中で、さまざまなご意見等を頂戴するとともに、５月１日には議会から意見、提案をご提出いただいており、ご意見等を踏まえまして、さらなる精査、検討を重ねてまいりました。

本日ご説明させていただきます意見、提案への回答につきましては、精査、検討の結果として見直しを図ったものも幾つか含まれており、これらを反映した条例案について、９月議会に提案をすべく、現在、詰めの作業を行っているところでございます。いただいたご意見等に全てお応えできたわけではございませんが、ご意見等を真摯に受けとめ、でき得る限りの見直しを図ったものでございますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【安藤玄一議員】　　ありがとうございました。

それでは、まず、市民説明会の報告について、執行者側より説明をお願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】　　公共施設マネジメント課、桐生と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、市民説明会の報告について説明させていただきます。

資料の１をご用意いただきたいと思います。公共施設の使用料見直しにつきましては、市議会、市民説明会などからいただいたご意見をもとに、案として精査をいたしまして、本年４月に市民説明会を開催いたしました。この市民説明会の開催に当たりましては、広報いせはら、ホームページ、自治会連合会のご協力をいただき、自治会各戸に案内を回覧していただいたほか、公民館、コミュニティセンターの利用登録団体の全てに個別通知を行いました。資料１の項番１に、市民説明会の開催日時、会場、参加人数を表にまとめてお示ししてございます。説明会は、４月１４日から２６日まで、７つの会場で開催いたしまして、合計で５２８名の市民のご参加をいただきました。

次の項番２に、市民説明会の主なご意見と当日の回答要旨について記載しています。市民の皆様からいただきましたご意見を、（１）有料化の取り組み、（２）有料化による影響、（３）使用料の徴収、施設管理、（４）使用料設定の考え方、（５）減免、（６）その他の、６つの項目に区分して、各意見の内容と当日の回答を表にまとめています。

本日は、主なご意見の内容につきまして、資料に沿って概要を説明させていただきます。表の右側の回答欄ですが、説明会当日に市から回答した内容となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、市民の皆様からいただいた内容につきまして、資料１の１ページ、（１）有料化の取り組みについてから、順次説明させていただきます。①公民館の有料化により、施設がどう改善するのか、展望を知りたい、②持続可能な施設運営とはどういうことかよくわからないといったようなご意見をいただきました。

続きまして、２ページをお開きいただきたいと思います。③収入見込額の１７００万円で持続可能な施設運営ができるのか。④受益者負担の本当の受益者は市ではないのか。⑤公民館の料金は無料にしてほしい。⑥過去にスポーツ施設を有料化したことにより、どう変わったのか、成果を示してほしい。⑦これまでスポーツ施設は有料で、公民館は無料なのはなぜか。⑧社会教育活動の観点から、どうやって地域を活性化していくのかが見えない。⑨高部屋公民館の利用率が低い。もっと使用してもらえるよう、働きかけるべき。利用率が上がれば、有料化する必要はないのではないかといったご意見をいただきました。

続きまして、３ページをごらんいただきたいと思います。⑩９月議会には、どのような形で提案するのか。⑪財政状況は本当に厳しいのか。基金の積み立てを行うべきである。⑫予算がないということだが、使い方の問題ではないか。⑬国からの交付金もふえているはずで、そのような話をしないと、市民が不安になるだけである。⑭施設の設置目的や稼働率を知りたい。⑮いつから有料化するのか。⑯これから検討するとしていることが多い。はっきりしてから、有料化の検討をすればよい。⑰教育に受益者負担の考えを導入するのはおかしい。社会教育に受益者負担の考え方を適用するのは間違いであるといったようなご意見をいただきました。

続きまして、４ページをごらんください。⑱中央公民館は、月２回、月曜日を

開館しているが、利用状況が悪いので、開館をやめたらどうか。⑲有料化に賛成である。有料化により、無駄に予約をとりすぎる人たちが減るのではないか。他市から伊勢原市の施設を利用している人たちもいるので、市民が使えるようになるのではないか。⑳有料化は、受益者負担の適正化を図るための取り組みであり、施設を利用する方が受益者だと思う。継続した収入となるので、今後のことを考えると、必要な取り組みだと思う。㉑有料化については理解する。維持管理費が変動した場合、値上げになるのではないか。値上げをする場合には、説明会をする必要があるのではないかといったご意見、ご提案などをいただきました。

次に、（２）有料化による影響について、ご説明いたします。①小さなサークルは、活動経費で苦労している。そういったサークルに対する救済策はあるのか。②これまでのサークル活動が維持できなくなるという市民の不安の声を聞いてほしいといったご意見、ご質問をいただきました。

５ページをごらんください。③有料化すると、公民館の利用を自粛する人がふえるのではないかとったご意見をいただきました。

続きまして、（３）使用料の徴収、施設管理について。①年金の金額が下がっており、公民館の使用料を払うのは大変である。ずっと１００円のままならよいが、今後金額がどんどん高くなってしまうのではないか。②収入見込みや徴収コストは幾らか。③徴収コストや人件費は幾らか。④各公民館で支払った使用料は、それぞれの公民館の維持管理に使われるのか。⑤使用料は特別会計とし、どのように使用されたかわかるようにしてほしいといったご意見、ご質問などをいただきました。

続きまして、６ページをごらんください。⑥公民館の徴収方法は決まったのか。⑦維持管理費用の削減、効率化などはどう考えているのか。⑧中央公民館の照明、窓や備品などの修繕への対応に関するご質問、ご意見。⑨使用料が必要経費に達したら、順次改修を行うのか。改修費用は、市が負担するのか。⑩施設の更新等に必要な経費の積み立て、更新等に必要な予算の計画などの策定に関すること。⑪伊勢原南コミュニティセンター、ふれあい広場の使用料に関するご意見。⑫コミュニティセンターの使用時間に関するご質問。⑬市ノ坪公園の使用料の支払い、還付が不便である。学校開放の使用料はどのように支払うのかといった、ご質問、ご意見をいただきました。

７ページをごらんいただきたいと思います。⑭公民館とコミュニティセンターの経費と採算について、データを示してほしい。⑮弘法山にチップ制トイレがあるというお話をされまして、このように募金箱により運用してみたらどうかといったご意見、ご提案をいただきました。

続きまして、（４）使用料設定の考え方について。①個人で利用する場合の料金はどうなるのか。②弓道場の１時間当たり３００円という料金は高いのではないか。③高部屋公民館の講義室はパーティションで区切った場合、使用料は全額か半額か。④３０分単位での使用料設定はないのか。⑤から⑦は中央公民館展示ホールに関するご意見などでございます。⑤中央公民館展示ホールを展示会で使

用すると、展示期間が３日から１週間くらいあり、１時間７００円は高い。⑥展示等について減額を検討してほしい。⑦複数の日程で利用する場合、それぞれ２４時間分の料金がかかるのかといったご質問、ご意見をいただきました。

８ページをごらんいただきたいと思います。⑧中央公民館の展示ホールは、半面に仕切れるよう、展示壁を改修できないか。⑨中央公民館の会議室には円卓があり、部屋が使用しづらいので、１００円にしてほしい。⑩伊勢原南コミュニティセンターのふれあい広場の有料化はやめてほしい。⑪使用料は個人ではなく、団体にかかる費用ということか。⑫中学校のテニスコートを開放しない理由は何か。⑬過分な負担とならないように使用料を設定していると説明しているが、過分とは何を基準にしているのか。⑭調理室は調理台１台当たりの使用料を設定してはどうか。⑮スポーツ施設の使用料の算定はどうなっているのか。今後算定結果を公表されるのか。⑯光熱水費だけでなく、人件費が含まれているのではないかといったご意見、ご質問などをいただきました。

９ページをごらんいただきたいと思います。減免に関することとなります。①体育協会に所属している下部組織は減免の対象としないとのことだが、５０％減額とすべきではないか。②減免基準が曖昧で、対象団体がよくわからない。③神奈川土建組合は減免対象か。施設を利用できなくなるのか。④社会教育関係団体の範疇はどこまでか。減免基準を詳細に示してほしい。⑤全ての団体について、減免の可否を明らかにすべき。⑥基本は賛成である。減免基準の施設別規定にある、公益性のある事業とは、例示など、わかりやすくしたほうがよいのではないかといったご意見、ご質問などをいただきました。

資料の１０ページをごらんいただきたいと思います。⑦減免基準の中学生以下の者で構成された団体が使用。この対象に公民館やコミセンが含まれるのか。こういったようなご質問をいただきました。

続きまして、（６）その他といたしまして、①青少年センター本館の行政機能はどこかに移るのか。②学校のグラウンドを団体が使用している間、子どもがグラウンドの遊具で遊ぶことはできないのか。③公民館の管理体制も含め、今後のあり方をどう考えているのか。④高部屋公民館の利用率や利用者の年齢構成を知りたい。⑤これまでの説明会は、質問があっても終了となった。市が言う、丁寧な説明と言えるのか。⑥資料に施設ごとの稼働率や減免率、維持管理経費などのデータがない。⑦素案説明会での意見について、市民にもわかるようにしていない。

１１ページをごらんいただきたいと思います。⑧東海大学の健康クラブや民間のスポーツクラブへの補助金に関するご質問。⑨大田公民館の統廃合は、地域住民にとってマイナスとなる。今後、他地区にある公民館の統廃合について、どのように進めていくのか。⑩東部第二地区に計画されている公園は、有料化するのか。⑪比々多公民館の公共施設は、今後どう変わるのか。施設の修繕はどう行っていくのか。⑫文化会館や図書館はどうなるのかといったようなご意見、ご要望などをいただきました。

公共施設使用料の見直し（案）に関する市民説明会の結果概要についてのご報告は、以上となります。

○委員長【安藤玄一議員】　　ありがとうございました。

本日は、基本的には執行者側からの説明を聞く場ですので、今の市民説明会の報告内容について、不明の点がございましたら、質疑をお願いしたいと思います。

○委員【宮脇俊彦議員】　　減免について、今後、最終案として整理していきたいと考えていますということは、これがさらに、点々とそういうのが見受けられますけれども、それはいつの段階で明らかにするのか。これが最終案じゃないということですよね。

○行政経営担当部長【古宮雄二】　　冒頭でも申し上げましたが、ここに書かせていただいたものは、４月の段階での進捗に対する質疑、回答でございますので、今後動くというお話については、この中には加味してございません。それは、特別委員会や議会等々でご答弁させていただいているとおりでございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　そうすると、４月の段階より前進したということは、これは、特にそのときに答えた内容で、前進は、明らかにすると言っているけれども、それよりは前進してないということですよね、この回答は。４月の段階も、今後検討しますと言って、今回もそういうことだから、市長は６月議会の答弁で、そういうことについても明らかにすると言ったけれども、それ以降、どういうふうにするということは決められてないということですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】　　私のほうで今回説明いたしましたのは、４月の説明会の報告でございます。これに対して私どもで当日こういう回答をしたということでございますので、これは、この時点での回答でございます。そこから先については、これから議会からいただいたご意見に対する考え方はお示ししますけれども、そういうところで、示せる部分は示してございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】　　それでは、次に、議会からの意見、提案への受けとめについて、執行者側より説明をお願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】　　５月１日付、市議会議長からご提出いただきました公共施設受益者負担に関する意見、提案に対する、市の考え方について説明させていただきたいと思います。

資料２になります。お手元にご用意いただきたいと思います。ご提出いただきました公共施設受益者負担に関する意見、提案の内容ごとに、市の考え方をお示ししてございます。

まず、１、有料化の取り組みについて。①有料化する必要性をわかりやすく、丁寧に繰り返し説明し、市民への説明責任を果たすことを望む。有料化によって、公共施設を利用する市民と利用しない市民がいる現状において、負担の公平性につながること、また、類似する施設であっても、有料施設と無料施設が混在している現状課題の解消が必要であること等が市民に十分に伝わっていないといったご意見、ご提案をいただきました。

①につきましては、公共施設の受益者負担の適正化の取り組みを進めるに当たりまして、使用料見直しの素案及び案についての市民説明会を開催するとともに、各施設管理者から利用者に対して説明する機会を設けてまいりました。引き続き施設利用者への説明など、さまざまな機会を通じ、使用料見直しについて、市民のご理解を深められるよう努めていきますと回答させていただきます。昨年１１月から１２月に使用料見直しの素案説明会の開催、それから、先ほど説明いたしましたとおり、本年４月に案の説明会の開催、このほか、施設ごとに利用者説明会など、利用者に説明する機会を設けてまいりました。今後も引き続き施設利用者への説明など、さまざまな機会を通じて、使用料見直しについてご理解を深められるよう努めてまいります。

次に、②受益者負担の公平性に向けた使用料見直しは、財政健全化に向けた市政調査会からの提言内容に基づいた内容である。市政調査会からの提言に基づいた他の取り組みについても、市民への説明責任はしっかりと果たす必要があるといったご意見、ご提案をいただきました。

②につきましては、平成２５年９月に提出されました市政調査会からの意見を受けて、財政健全化計画を策定。さらに、具体的な取り組みを定めた、第四次の行財政改革推進計画を策定し、財政健全化の取り組みを進めてきました。しかしながら、まだ進行途中にあるため、引き続き第５次行財政改革推進計画を定め、さらなる取り組みを進めております。この計画を推進する中で、各年度の取り組み内容や結果をご理解いただけるよう、市民にお示ししていきますと回答させていただきました。

続きまして、２、使用料の徴収、施設管理について。①徴収された使用料は、確実に施設の維持管理に活用するため、基金や特別会計等で管理、運営することを検討するべきであるとのご意見、ご提案をいただきました。

①につきましては、収入した使用料は、他の収入と混在しないように、予算科目ごとに管理するとともに、どの支出の財源に充当したのか、予算、決算の中で適切に管理してまいります。

次に、②有料化を契機として、より利用しやすい施設への設備改善が市民に求められていると考える。中央公民館会議室Ａは、円卓が固定されて、広い割に使い勝手が悪い。円卓を撤去し、通常の机、椅子を並べ、会議室に整備したほうが利用しやすくなる。また、現在有料化されている施設であっても、会議室の椅子、机、マイクなどの備品、トイレなどの設備に激しい老朽化が目立つ。有料化を機に、適切、適時な施設建設を行うための基金を設置するなど、維持だけではなく、更新を見据えた施設運営のあり方が問われていると考えるといったご意見、ご提案をいただきました。

②につきまして、中央公民館会議室Ａは、円卓を使用する会議等のための施設となっておりますが、設備が十分に活用されていないことは承知しておりまして、費用対効果を見定めながら、改善策を検討いたします。また、各施設の設備や備品について、利用に支障がないよう管理するとともに、施設の長寿命化が図られ

るよう取り組みを進めます。同様のご意見については、市民説明会でもいただいております。実際に施設を管理しております社会教育課でも、この中央公民館会議室Ａの設備が十分に活用されていないことは承知しておりまして、しかしながら、改修には費用が伴うことから、改善策の検討に、費用対効果を見定めながら、前向きに検討を進めていくこととしております。

続きまして、③総合運動公園体育館及び地区公民館に券売機を設置したり、利用に応じてポイントが得られるようなシステムについての検討、市民の利便性の向上が図られる取り組みを求めるといったご意見、ご提案をいただきました。

③につきましては、総合運動公園体育館は、トレーニング室用の券売機を含め、既存の使用料徴収方法を継続することとしております。また、公民館には、券売機を設置する検討を進めております。利用に応じたポイントの付与につきましては、現状で具体的に対応する予定はございませんが、利用促進を図る手法のご提案の一つとして受けとめさせていただきます。

続きまして、３、料金設定について。①中央公民館展示ホールの時間７００円は、長期利用する団体に負担が大きいと考える。使用料の見直し、または上限設定を求めるとのご意見、ご提案をいただきました。

①につきまして、中央公民館展示ホールの使用料については、近隣自治体の例にも照らし、適切と判断をいたし、使用料見直し（案）を作成いたしましたが、市民説明会や議会からのご意見を踏まえて再検討を行い、長期の使用に配慮しまして、全日利用を２日以上継続する場合は、全日利用の２日目以降の使用料を２分の１の額とするよう修正いたします。

補足をさせていただきますと、この意見と同様のご意見を市民説明会でもいただいており、中央公民館展示ホールの長期の使用に関して、使用料の再検討を行った中で、対応の見直しを図ったものです。中央公民館展示ホールの使用料の案は、１時間当たり７００円としております。全日使用で、午前９時から午後１０時まで１３時間の利用の場合、使用料は９１００円となります。今回の修正によりまして、例えば展示会開催で２日連続して全日利用する場合、全日使用の１日目が９１００円、２日目が、２分の１の４５５０円となります。１日目、２日目の合計で１万３６５０円の使用料となります。

次に、②学校の屋外運動場及びこどもスポーツ広場については、利用団体の大半が減免対象者であるとともに、日常の維持管理費用が少額であることから、受益者負担の公平性を保つ施設ではないと考える。使用料の見直し対象施設とすべきではないとのご意見、ご提案をいただきました。

②につきまして、学校の屋外運動場については、利用者の中に減免対象以外の団体も含まれることから、負担の公平性に配慮するとともに、利用の集中を抑制するため、案のとおり、使用料の見直しを行うこととしています。また、こどもスポーツ広場につきましては、学校の屋外運動場と同様に、使用料の設定について検討を進めてまいりましたが、他の有料化する施設と異なりまして、特別会計で管理する下水道施設を暫定的に目的外使用している施設となっておりまして、

条例の検討過程におきまして、さらなる課題の整理が必要となるとともに、これに伴い、国、県との調整等も必要となることから、早期の有料化の実現を目指しつつ、継続検討することといたします。

続きまして、③総合運動公園自由広場については、スポーツ施設としての機能が低く、維持管理費用も少額のため、受益者負担の公平性を保つ施設ではないと考える。使用料の見直し対象とすべきではないとのご意見をいただきました。

③につきまして、総合運動公園自由広場は、全体の面積で１万３０００㎡ございまして、競技スポーツに十分な広さを有しており、実際にサッカーやソフトボールなどの大会に利用されているほか、ゲートボールやグラウンドゴルフなどにも利用でき、使用料見直しの対象となる施設であると考えています。

続きまして、④総合運動公園の駐車場については、リーディングプロジェクトとして重点に取り組む健康づくりや子育て環境整備のための公園を併設していることから、有料化の検討から外したほうがよいとのご意見、ご提案をいただきました。

④につきまして、現在、総合運動公園の駐車場を含む公共施設に附帯する一定規模以上の駐車場につきましては、公共施設の受益者負担に関する基本方針に基づく対象施設としておりまして、基本方針に基づきまして、継続して慎重に検討を進めていくこととしております。

続きまして、⑤武道館の剣道場及び柔道場と総合運動公園体育館の同利用施設など、目的が同じ施設は、１人１回当たりの使用料は同料金であるべきと考えるとのご意見、ご提案をいただきました。

⑤につきまして、武道館と総合運動公園体育館の武道場は、それぞれ管理者が異なっておりまして、貸出時間の区分も異なっております。現状の使い勝手を維持し、使用料を改定しないことといたします。ご指摘いただきました内容につきましては、今後の検討課題として受けとめ、今後も利用実態やニーズの把握に努めてまいります。

続きまして、４、減免について。①具体的にどのような活動団体が減免対象になるのかわかりづらい。基準をより明確に整理した上で、市民に対して丁寧な説明が必要であるとのご意見、ご提案をいただきました。

①につきまして、各施設において統一的な運用が図られるよう、ガイドラインの整備を進めています。また、施設利用者への説明などの機会を通じまして、減免について周知を図ってまいります。減免につきましては、市民説明会でもご意見をいただいておりまして、施設利用者への周知を図っていくという考えでございます。

続きまして、②「その他市長又は教育委員会が必要と認めるとき」との規定について、市民理解が得られるような具体的な基準となるよう要望するとのご意見、ご提案をいただきました。

②につきましては、この規定につきましては、想定し得ない事案が発生したとき、内部の決裁により減免適用を決定するものであり、極めて限定的な取り扱い

といたします。また、減免適用の結果につきましては、ガイドラインに反映していくこととします。

続きまして、③小中学生は義務教育だから全額免除、一方、未就学児は半額免除になっているが、ほとんどの子どもたちが幼稚園、保育園に通う昨今、未就学児と小中学生に線引きする理由や、高齢者が健康維持のために行っているスポーツ活動が減免対象とならない理由、これまで減免の対象となっていた伊勢原市体育協会等の傘下団体が減免の対象とならない減免の後退、作品を福祉施設に配布することを活動目的にしている団体の公益性の考え方、公共の福祉に尽力している非営利団体を除外するなど、個別具体の事例には枚挙にいとまがない。市民が理解し、納得して使用料を支払っていただくために、減免に関しては見直しをするとともに、具体例を示し、利用者説明会の場などで個別に意思確認を行うなど、わかりやすく、丁寧な対応を求めるとのご意見、ご提案をいただきました。

この内容については、幾つかの内容が含まれておりますので、まず、１点目の減免基準の規定の中で、全額免除の主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用という基準につきましては、市内に在住する未就学児も対象としております。未就学児と小中学生の線引きはしてございません。

また、２点目の高齢者のスポーツ活動につきましては、利用者間の負担の公平性の観点から、減免適用は限定的にすることとしておりまして、高齢者という理由のみでは減免適用しない考えとしてございます。

３点目の伊勢原市体育協会等の傘下団体の取り扱いにつきましては、各施設での取り扱いが異なっていたものを統一したものですが、市民説明会や市議会からのご意見を踏まえ、再検討を行いまして、現在の運用と比べて取り扱いが後退しないよう基準を修正いたします。なお、減免の取り扱いにつきましては、前に述べましたとおり、各施設におきまして統一的な運用が図られるよう、ガイドラインの整備を進めています。３点目の伊勢原市体育協会等の傘下団体の取り扱いにつきましては、同様のご意見を市民説明会でもいただいておりまして、対応の見直しを図るものでございます。

続きまして、５、その他少数意見につきまして。①人口減少や少子高齢化、財政状況などについては、必ずしも案のようになるとは限らず、また、公共施設維持管理の財源不足の解消は、有料化での収入増だけでは解消できないと考えるとのご意見をいただきました。

①につきましては、本市の人口は、現在横ばいか微増で推移しておりますが、国や県の人口は既に減少しておりまして、中長期的には人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少も避けられないと考えてございます。ご意見のとおり、公共施設維持管理の財源不足は、使用料見直しによる収入増だけでは解消することはできないと考えておりまして、公共施設等総合管理計画に基づくさまざまな取り組みを総合的に推進していく必要があると考えてございます。

続きまして、②有料化によってふえるとする歳入予想の１７００万円の明細を示す必要がある。また、有料化によって発生する経費明細を早急に示す必要があ

るとのご意見をいただきました。

②につきましては、収入増減見込額の約１７００万円の明細につきましては、５月１日付、市議会議長から資料提出についてのご依頼を受け、回答させていただいた内容のとおりでございます。有料化に伴う必要な経費の明細につきましては、条例の制定、改定の案件を上程させていただく際に提示させていただくよう準備を進めてございます。

続きまして、③公民館は市民のものであり、地域住民、利用者のものである。地域住民や市民が共同でどうあるべきかを議論して決めるべきであり、上から目線で、あたかも有料化が決まったことのように進めるのは市民協働の視点とは言えない、とのご意見をいただきました。

③につきまして、これまで公共施設のあり方見直しの取り組みを進める中で、公共施設の受益者負担の適正化についても、市民の皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいりました。公民館の有料化につきましては、これまでの社会教育委員会議等でも議論をしていただき、検討を進めてきた経緯がございます。

５月１日付、ご提出いただきました公共施設受益者負担に関する意見、提案に対する市の考え方についての説明は以上となります。

○委員長【安藤玄一議員】　　ありがとうございました。

ただいまの議会からの意見、提案への執行者側の考えについて、ただいまの説明を聞いて、不明の点がございましたら、質疑をお願いしたいと思います。

○委員【宮脇俊彦議員】　　減免については、回答が出ているのもありますが、そのほかのところでは、まだ検討というのがこちらのほうでも出ていますけれども、これも議案が出る段階ではちゃんと中身を示すということでいいんですね。それを確認。

○行政経営担当部長【古宮雄二】　　議会で議案をご審議いただくときには、内容のご理解をいただかないとご審議いただけませんので、その際には私のほうで用意できるものをお示ししたいと考えてございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】　　では、次に、その他として、今後のスケジュールについてですが、今後、９月定例会において、受益者負担に関する議案が上程されれば、特別委員会を開催し、議案を審査することとなりますので、あらかじめご承知おき願います。また、９月定例会までの休会中に、必要に応じて特別委員会を開催することがあれば、開催通知をもってお知らせいたします。

以上をもちまして、本日の公共施設受益者負担特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後２時１２分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成３０年７月２４日

公共施設受益者負担特別委員会
委員長　　安　藤　玄　一